



## キリスト者として生きる

現代社会の座標軸をもとめて

第23回

森本あんり

もりもと あんり  
国際基督教大学教授

# すべての自由の基に

二月十一日は「信教の自由を守る日」です。「信教の自由」は、わたしたちの国の憲法では、どのように定められているでしょうか。

日本国憲法は、第一九条で「思想及び良心の自由」、第二〇条で「信教の自由」と「政教分離」、そして第二一条で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」と「検閲からの自由」を保障しています。

一見すると、ずいぶんいろいろな自由が列挙されているように見えますが、歴史的にその淵源を辿ってみると、実はそれらがみな同じ一つの自由に帰着することがわかります。それがすなわち「信教の自由」です。

そして、その由来には、十七世紀以降の英米の歴史で「ピューリタン」とよばれる人々のはたらきが深くかかわっています。「ピューリタン」というと、日本では「不寛容」の代名詞のように扱われがちですが、長くその勉強をしてきたわたしとしては、ここで声を大にして申し上げたい。わたしたちが今日享受している自由は、実は彼らに多くを負っているのです。

本誌読者のみなさんには、これらのことをぜひとも知っていただきたいと思えます。たとえば「言論の自由」。よく使われる言葉ですが、いったいそれはどんな「言論」のことでしょうか。実はそれは、宗教的な言論

の自由のことだったのです。誰でも、法律違反に問われたり政治的に圧迫されたりすることなく、自分の信ずるところに神の言葉を説くことができる、という自由です。つまりこれは、国家や教会が認めた特定の人だけが説教をすることができる、という制度へのピューリタンの反対から発達した自由なのです。「Freedom of speech」とは、「Freedom to preach」のことでありました。

では、「集会の自由」って、何の集会のことだかおわかりですか？ それは、信仰を同じくする者が集まって、自分たちの信ずるところのやり方で礼拝をする自由、つまり礼拝する集会のことなのです。「集会禁止令」というと、今ではもっぱら、内乱やクーデターをおそれる政情不安の国で出されるものですが、もとはと言えば、ピューリタンの礼拝を禁止するためのものでした。当時の英国では、「家族以外の者が五人以上一か所に集まるこ

「信教の自由」こそが他の自由の基なのです。

人間の自由の中で、いちばん大事な自由。

それが失われたら、他にどんなものがあったても、

人間が人間として幸せになることができない基本的な自由。

そして、権力をもつ者がいちばん怖れ、

他の自由に先立ってまず端折ろうとする自由。

それが「信教の自由」です。

とを禁ずる」なんていう法律も定められています。「集会の自由」は、こうした弾圧にみずからを賭けて抵抗したピューリタンの努力から発展したものです。

そうすると、「結社の自由」が何を意味するかは、もうおわかりでしょう。そうです。

それは、自分の信ずるところに従って、自由に宗教活動をする団体、つまり「教会」を組織する自由のことだったので。

では、「出版の自由」とは何か。それは、ミルトンの『アレオパチイカ』を読むとわかるように、政府に「検閲」されることなく、自分の信仰にかかわる意見を印刷し公刊する自由のことでした。

侵害するものであってはならないでしょう。

けれども、信じる信じないという心の中の自由は、言論や出版や集会や結社へと、外に向かって表現される自由をも含まなければなりません。内なる信仰は、おのずと外なる表現を求めるからです。「心の中では何を信じようとする自由だが、それを外に表現してもらっては困る」と言われたのでは、わたしたちはほんとうに自由であるとは言えません。

日本国憲法の定めるこれらの自由も、内心の自由に限定されてはいません。信じない自由もまた、心の中だけの自由ではありません。それは、憲法二〇条にあるとおり、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」という自由です。

日本の政治では今、教育の基本をどこに据えるかが論じられています。「信教の自由」は、そこでも大きな問題になります。信仰は心の問題だから、心の中で「日の丸・君が代」の強制に反対することは自由だが、学校の規則には従ってもらわねばならない、という人もあります。日本人は愛国心が足りないから、我が国と郷土を愛する態度を養う教育をして、それに点数をつけよう、という人もあります。はたしてこれらの議論は、憲法の保障する「信教の自由」や「良心の自由」を尊重したものでしょうか。